２．雇用促進住宅の処分により生じた収入等に係る会計処理について

⑴　当事業年度に雇用促進住宅の処分により生じた収入額

1,715,918,282円

⑵　⑴のうち、国庫納付控除金預り金として計上した額（機構法附則第５条第４項に基づき厚生労働大臣が定め譲渡収入から控除された額）　910,783,446円

⑶　当事業年度に国庫納付控除金収益として収益化した額及び国庫納付控除金預り金の残高

発生年度	国庫納付控除金預り金期首残高	国庫納付控除金預り金増加額	国庫納付控除金収益への振替額	国庫納付控除金預り金期末残高
平成25年度	0円	910,783,446円	910,783,446円	0円

〔資産除去債務関係〕

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

当機構が保有している一部の固定資産にはアスベスト（石綿）が使用されており、除去について石綿障害予防規則に基づく処理が義務付けられていることから、当該法的義務に係る資産除去債務を計上しております。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務のうち、その履行時期が明らかになったものについて、当該義務に係る資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

使用見込期間は、原則として有形固定資産の耐用年数満了時まで（３年から30年）としておりますが、例外として雇用促進住宅についてのみ、譲渡等の期限である平成33年度末と耐用年数満了のいずれか先に到来する時点まで（１年から８年）を使用見込期間としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.85％から2.30％を適用しております。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

使用見込期間は、平成27年度まで（１年から２年）としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.09％から0.36％を適用しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	13,968,835,620円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
見積りの変更による影響額	△83,157,434円
時の経過等による調整額	214,748,498円
資産除去債務の履行による減少額	△139,344,224円
当事業年度末残高	13,961,082,460円

⑷　当該資産除去債務の見積りの変更

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

資産除去債務を計上していた雇用促進住宅のうち４住宅について、当事業年度にアスベストの除去を要しない譲渡取引を行うことが決定したため、資産除去債務を減少させております。これによる影響額は、△90,093,561円であります。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務について、履行時期が明らかになったことから、資産除去債務を増加させております。これによる影響額は、6,936,127円であります。

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務については、当該義務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、履行時期が明らかになったものを除き、当該義務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔減損損失関係〕

【減損の兆候に関する事項】

当事業年度における減損の兆候については以下のとおりです。

１．雇用促進住宅

⑴　兆候の対象資産及び経緯

用途	種類	場所
雇用促進住宅	土地、建物等	北海道江別市外1,263箇所

雇用促進住宅の概要については、〔賃貸等不動産関係〕１．賃貸等不動産の概要を参照してください。

⑵　使用しなくなる日

各住宅の譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

⑶　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

雇用促進住宅（当事業年度末帳簿価額：土地215,216,551,111円、建物等79,576,366,085円）については、譲渡・廃止の条件・時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

２．職員宿舎

⑴　兆候の対象資産及び経緯

用途	種類	場所
職員宿舎	土地、建物等	北海道旭川市外218箇所

「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成23年法律第26号。以下、「廃止法」といいます。）に基づき当機構に承継された職員宿舎については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに独立行政法人雇用・能力開発機構の設立時と比して４割を超える施設の廃止を行い、木造宿舎については、最終的に原則廃止とすることとされております。

当該職員宿舎の承継時において、既に独立行政法人雇用・能力開発機構の設立時と比して４割を超える施設の廃止が行われておりますが、当機構では、引き続き当該職員宿舎の着実な整理を進めることとしております。

また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）により、廃止されることとなった職員宿舎については、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、廃止等の措置を講じることとしています。

当機構では、入居者の退去後、速やかに国庫納付することとしております。

⑵　使用しなくなる日

各宿舎の廃止の時期は、今後整理を進める中で決まっていくこととなります。